

一口解説

神谷 研税理士事務所
電話 0566-77-2099

遺産分割の方法

遺産分割の方法で代表的な、現物分割、代償分割、換価分割について確認していきましょう。

(1) 現物分割

現物分割とは、財産の形状や性質を変更することなくその物を分割する方法です。

遺産 ご自宅(4,000万円) と 預貯金(4,000万円)



相続人Aが相続

相続人Bが相続

相続税の課税価格

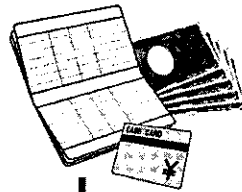
相続人A：4,000万円

相続人B：4,000万円

(2) 代償分割

代償分割とは、特定の相続人が特定の財産を相続し、その代わりに他の共同相続人に対してその相続分の価額に相当する支払義務を負わせる方法であり、金銭その他の財産（代償財産）を交付することになります。

遺産 ご自宅(7,000万円) と 預貯金(1,000万円)



相続人Aが相続

相続人Bが相続

相続人Aが代償財産(3,000万円)支払い

相続税の課税価格

相続人A：7,000万円

相続人B：1,000万円

-3,000万円

+3,000万円

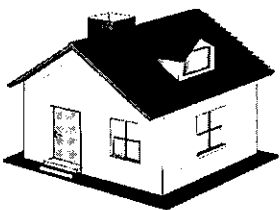
4,000万円

4,000万円

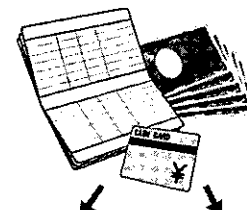
(3) 換価分割

換価分割とは、相続財産の全部又は一部を換価（売却）して、それを相続人間で分割する方法です。

遺産 ご自宅(8,000万円)



売却



1/2の

割合で取得

相続人A

相続人B

相続税の課税価格

相続人A：4,000万円

相続人B：4,000万円
